

## イオン成分測定法マニュアルの変更点（初版からの変更）

1. 標準物質に関する記載を他のマニュアルと統一した。

P.12～ 7.6 条件の検討及び測定値の信頼性の確認

表 イオン成分測定法(イオンクロマトグラフ法)新旧対照表（該当部分のみ）

| 初版（平成 24 年4月版）  | 第 2 版   |
|---|---|
| <p>7.6 条件の検討及び測定値の信頼性の確認</p> <p>イオンクロマトグラフ法の抽出法、分析法等の測定条件の検討には<u>標準物質</u>(Certified Reference Material: CRM)を用いるとよい。一連の分析操作により得られる測定値の信頼性を担保するために定期的に確認を行うことが必要である。</p> <p>標準物質は、その物質中の測定対象となる各成分の含有量が保証されている物質である。特に大気粉じんのように組成が複雑な<u>環境物質</u>については、測定システムを総合的に校正するために、測定対象物質とできるだけ組成が似た標準物質を分析することにより、用いた分析方法の妥当性を検定することができる。</p> <p>測定対象となるイオン成分の保証値をもつ大気粉じん状の<u>標準試料</u>は市販されてなく、試料の抽出等を含めた測定方法全体の妥当性を検討することはできないが、抽出した試料液の IC 測定値の信頼性を担保するために、飲料水、模擬雨水または河川水の<u>標準試料</u>等を用いられる(例えば ERM - CA015a や ERM - CA408)。</p> | <p>7.6 条件の検討及び測定値の信頼性の確認</p> <p>イオンクロマトグラフ法の抽出法、分析法等の測定条件の検討には<u>認証標準物質</u>(Certified Reference Material: CRM)を用いるとよい。一連の分析操作により得られる測定値の信頼性を担保するために定期的に確認を行うことが必要である。</p> <p>標準物質は、その物質中の測定対象となる各成分の含有量が保証されている物質である。特に大気粉じんのように組成が複雑な<u>環境試料</u>については、測定システムを総合的に校正するために、測定対象物質とできるだけ組成が似た標準物質を分析することにより、用いた分析方法の妥当性を検定することができる。</p> <p>測定対象となるイオン成分の保証値をもつ大気粉じん状の<u>標準物質</u>は市販されてなく、試料の抽出等を含めた測定方法全体の妥当性を検討することはできないが、抽出した試料液の IC 測定値の信頼性を担保するために、飲料水、模擬雨水または河川水の<u>標準物質</u>等を用いられる(例えば ERM - CA015a や ERM - CA408)。</p> |